

理事の職務権限規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）の定款第21条第2項の規定に基づき、理事の職務権限を定め、業務の適法、適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第2条 (法令の順守)

理事は、法令、定款及び本協会が定める規程等を順守し、誠実に職務を執行し、協力して、定款に定める本協会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

第3条 (理事)

理事は理事会を組織し、法令又は定款の定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

第4条 (会長)

会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 1) 代表理事として本協会を代表して、その業務を執行する。
- 2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- 3) 毎事業年度毎に4箇月を超える範囲で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第5条 (副会長・専務理事・常務理事)

副会長・専務理事・常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 1) 業務執行理事として、会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。
- 2) 毎事業年度毎に4箇月を超える範囲で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第6条 (代行順序の決定)

会長に事故あるとき又は欠けたときの代行順序については、役員改選後最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補則

第4条 (改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規程は平成24年6月3日制定、平成24年6月3日施行する。

- 2 この規程は2020年6月6日一部改訂、2020年6月6日より施行する。
- 3 この規程は2020年9月26日一部改訂、2020年9月26日より施行する。（別表常務理事）

別表 理事の職務権限

| 役 職 | 職 務 権 限 |
|-------|--|
| 会 長 | ①法人運営の基本方針の作成に関すること ②事業計画・予算案の作成に関すること ③事業報告・決算案の作成に関すること ④評議員会・理事会・加盟団体代表者会議の招集に関すること ⑤契約、人事・給与に関すること |
| 副 会 長 | ①会長の業務代行に関すること ②会長から委嘱された特命事項に関すること |
| 専務理事 | ①事務執行に関すること ②会長から委嘱された特命事項に関すること |
| 常務理事 | ①事務執行に関することについて専務理事を補佐する ②部会、専門委員会に関すること ③会長から委嘱された特命事項に関すること |